

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

対馬市災害ボランティアセンター設置・運営要綱

(目的)

第1条 「対馬市災害ボランティアセンター」(以下「センター」という。)は、災害の発生後、対馬市におけるボランティアの受入体制の確保を図り、ボランティアによる福祉救援活動が円滑かつ効果的に展開されることを目的として、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会(以下「本会」という。)に設置する。

(センターの設置)

第2条 センターは、対馬市が設置する。ただし、対馬市が設置しない場合は本会が独自に設置する。

2 センターは、本会内に設置する。但し、被災状況によっては、センターが効果的に運営できる場所に設置する。

3 センターの運営及び事務は本会が行う。

(本部体制と職務)

第3条 センターの本部体制と職務は次のとおりとする。

(1) センター長は、本会会長がその任にあたり、センターを総括する。

(2) 副センター長は、本会事務局長又は支所長がその任にあたり、センター長を補佐し、センター長に事故ある場合にはその職務を代理する。

(センターの組織)

第4条 センターの組織については、別に定める「センター運営マニュアル」に基づいて班等を組織する。

2 各班等に責任者を置く。

(市町村社協・県社協への支援要請)

第5条 センターは、必要に応じて、他の市町村社協及び県社協への職員派遣及び資材等の提供等を要請する。

(センターの運営方法)

第6条 センターの運営方法については、別に定める「センター運営マニュアル」に基づいて運営する。

(経費)

第7条 センターの運営に要する経費は、全国社協地域福祉推進委員会の「福祉救援活動資金援助制度」及び共同募金会の「災害支援制度」などのほか、市補助金、市社協拠出金、寄付金等をもって充てる。

(センターの閉所)

第8条 センターは、所期の目的が達成されたとき閉所するものとし、その決定は協議のうえ、本会会長が行う。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日より施行する。